

(熊谷市) 記者クラブ取材情報

事業の名称等 4月1日付け行政組織等の改正について (概要)

1. 実施日時等 平成 25年 4月 1日 (月)

2. 事業内容

- (1) 政策推進における既存の事務の進捗に応じた組織の再編を図ります。
- (2) 事務処理のより適正かつ効率的な執行のために、組織体制の見直しを行います。

詳細：別紙

3. 目的・理由

- (1) 効率的に企業誘致及び企業活動支援を実施する体制を整えるため、産業振興部産業振興課及び都市整備部産業基盤整備室を統合し、新たに産業振興部企業活動支援課を設置します。

また、本庁舎の耐震化に伴い予定されている大規模工事に対応するため、建設部営繕課に庁舎耐震化担当副参事を配置します。

- (2) 厳しい経済状況のもと、生活保護世帯が増加している状況において、福祉部福祉課の生活保護の決定及び実施を担当する係を、これまでの2係体制から「保護第1係」、「保護第2係」及び「保護第3係」の3係体制とし、生活支援や保護決定に関する事務を実施する体制を充実させます。

また、こども課において、主に児童手当や児童扶養手当を担当する「児童福祉係」及びこども医療費助成を担当する「医療給付係」を統合して「子育て支援係」を設置し、一層の協力体制を高め、子育て支援施策の総合的かつ効率的な推進を図ります。

4. この事業の実施による特記事項

- (1) 企業活動を支援する市窓口を企業活動支援課に一元化を図り、新規の企業誘致から既存企業の振興と経営の安定を図るための資金の融資あっせんまで効率的な企業支援を実施します。

- (2) 生活保護業務において、2係から3係体制として保護世帯数の増加に対応し、ケースワーカーの指導監督を行う体制の充実を図ります。

※ 資料の有無 (有)・無)

担当者 高 荷 博

連絡先 TEL 524-1111 内線 210

平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日付け)の行政組織等に関する改正の概要

1 組織

(1) 設 置

	名 称		所 属
1	企業活動支援課	企業支援労政係	産業振興部
		企業立地係	

(2) 廃 止 (平成 25 年 3 月 31 日付け)

	名 称	所 属
1	産業振興課	産業振興部
2	産業基盤整備室	都市整備部

(3) 変 更

	現 行			改 正 後		
	部	課	係	部	課	係
1	福祉部	福祉課	福祉係	福祉部	福祉課	福祉係
			経理係			経理係
			保護第1係			保護第1係
			保護第2係			保護第2係
						保護第3係
2	福祉部	こども課	児童福祉係	福祉部	こども課	子育て支援係
			医療給付係			児童相談係
			児童相談係			
3	産業振興部	商業観光課	商業振興係	産業振興部	商業観光課	商業振興係
			観光振興係			観光振興係
			労政係			
4	大里行政センター	総務税務課	総務係	大里行政センター	総務税務課	総務税務係
			税務係			
5	妻沼行政センター	総務税務課	総務係	妻沼行政センター	総務税務課	総務税務係
			税務係			
6	江南行政センター	総務税務課	総務係	江南行政センター	総務税務課	総務税務係
			税務係			

2 職制

(1) 設 置

	名 称	所 属
1	庁舎耐震化担当副参事	営繕課

(2) 変 更

	名 称	現行所属	4月1日付け所属
1	産学連携担当副参事	産業振興課	企業活動支援課

3 事務分掌

(1) 移 管

	事 務 事 項	現行所管	4月1日付け所管
1	企業誘致に関すること	産業振興課	企業活動支援課
2	工業の振興に関すること		
3	産学連携に関すること		
4	融資のあっせん及び資金措置等に関すること	商業観光課	
5	労働行政に関すること		
6	産業拠点及び産業誘導エリアに関すること	産業基盤整備室	